

三木市下水道課からのお知らせ



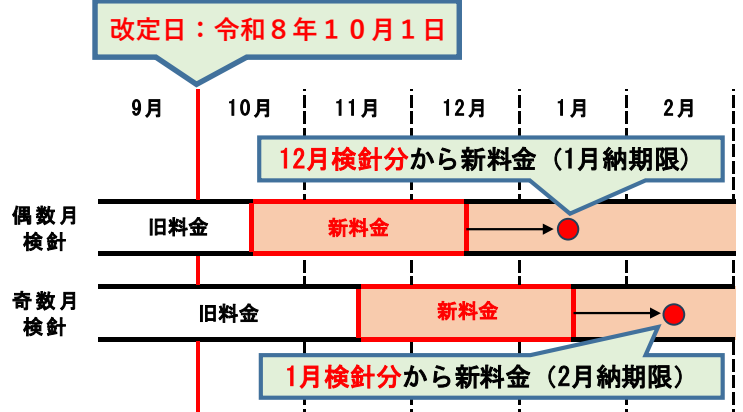
改定後も
上下水道料金は北播磨内で
一番安い！

令和8年（2026年）12月検針分から 下水道使用料が変わります！

新旧下水道使用料対比表（1か月税抜）

用途別	基本使用料		従量使用料		
	旧	新	使用量	旧	新
一般汚水	600円	700円	10㎡以下	50円	70円
			11～30㎡	130円	150円
			31～50㎡	170円	190円
			51～100㎡	205円	225円
			101㎡以上	240円	260円
浴場汚水			1㎡あたり	90円	90円
臨時用等			1㎡あたり	400円	400円

新料金の適用イメージ



※新しい下水道使用料は、**早見表**をご覧ください。

※改定日以降、新たに下水道を使用される方は除く。

下水道使用料改定の背景

★施設の老朽化対策

市内の主要な下水道施設は、平成10年代前半を中心に供用開始しており、今後は大規模な改修が必要になります。

★20年ぶりの改定

前回の改定は平成16年で、20年以上使用料を据え置いて事業運営を続けてきました。今後も安定した下水道事業を運営するため、今回使用料を改定します。

★使用料収入の減少

節水機器の普及や人口減少により、下水道使用料収入は減少しています。一方で、物価や人件費は上昇しており、使用料改定を行わなければ、安定した下水道事業の運営が難しくなります。

★経営の健全化

改定期期を先送りすると、将来的に必要となる改定額が大きくなり、将来世代の負担が急増します。今回の改定により負担の急増を抑えながら、今後も健全で効率的な経営に取り組めます。

ご使用水量のお知らせの見方

①下水道使用量
基本的に、水道使用量が下水道使用量となります。

ご使用水量のお知らせ

今回の使用量 ① 25 ㎡

②下水道使用料
使用量に従量単価をかけた金額と基本使用料の合計金額になります。

実際に計算すると・・・？

- ・基本使用料
700円×2ヶ月=1,400
- ・従量使用料
20㎡×70円=1,400
(25-20)×150円=750
- ・合計使用料（税込み）
(1,400+1,400+750)×1.1
=3,905円

今回のお知らせ金額

下水道使用料 ② 3,905 円
内消費税（下水） 355 円

下水道使用料は2ヶ月に1回、水道料金と合わせてお支払いいただいています。

改定後の下水道使用料の例

使用量 / 2ヶ月	20㎡	40㎡	800㎡	2,000㎡
(イメージ)	(2人暮らし)	(4人暮らし)	(店舗)	(病院等)
改定前	2,420円	5,280円	196,570円	513,370円
改定後	3,080円	6,380円	214,390円	557,590円
差額	+660円	+1,100円	+17,820円	+44,220円

下水道使用料に関する詳しい情報はこちら



三木市下水道事業経営検討委員会の検討内容はこちら



三木市 下水道使用料改定

検索

問い合わせ先

三木市役所 上下水道部 下水道課 下水道業務係
電話番号 0794-82-2010 E-mail: gesui@city.miki.jp